

新宿区教育委員会会議録

令和8年第5回定例会

令和8年5月1日

新宿区教育委員会

令和8年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和8年5月1日(金)

開会 午後 2時00分

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時36分

閉会 午後 2時39分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美 規 子	委 員	津 田 晃 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中央図書館長	稲 川 訓 子
教育調整課長	徳 永 創	文化観光課長	神 崎 章
教育指導課長	波 多 江 誠	主任指導主事	北 中 啓 勝
統括指導主事	池 田 知	教育支援課長	菊 地 ゆ み
統括指導主事	牧 田 裕 一	学校運営課長	高 橋 和 孝

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第22号議案 新宿区指定文化財の指定について

日程第2 第23号議案 新宿区長に新宿区総合教育会議の招集を求めることについて

報 告

- 1 令和7年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について（教育指導課長）
- 2 区立幼稚園の入園状況について（学校運営課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議は全員出席していますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、津田委員にお願いいたします。

○津田委員 了解いたしました。

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

◎ 第22号議案 新宿区指定文化財の指定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第22号議案 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第22号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第22号議案 新宿区指定文化財の指定について」御説明いたします。

本議案は、新宿区文化財保護審議会から答申を受けた指定文化財候補物件について、所有者の同意を取得したため、新たに新宿区指定文化財に指定するものでございます。

なお、指定文化財候補物件の詳細につきましては、この後、文化観光課長より御説明申し上げます。

○文化観光課長 それでは、私から、新宿区指定文化財の指定につきまして、候補物件の御説明を申し上げます。

お手元の第22号議案書の2枚目の説明資料を御覧ください。

今回は、指定文化財3件でございます。

1、候補物件の内容です。

1件目は、川合玉堂旧居跡でございます。

種別は、指定 史跡、所在地は、新宿区若宮町29番地 若宮ハウス、所有者は、記載のとおりです。

物件の説明です。

日本画家の川合玉堂が明治36年から昭和19年まで41年間を過ごした旧居の跡です。川合玉堂は本名を芳三郎といい、明治6年11月、現在の愛知県一宮市に生まれました。明治29年に上京して橋本雅邦に師事。雅邦に従い、岡倉天心・横山大観らが創設した日本美術院に参画しました。明治36年12月に、当時の牛込区若宮町29番地に、建築家吉田五十八の設計により家を建て、疎開するまでの間、約41年間暮らしました。

この時期の玉堂は、重要文化財であります《行く春》など、個性的で情感あふれる作品を数多く描き、昭和15年には文化勲章を受章するなど充実した創作活動を行いました。昭和19年7月、写生で頻繁に訪れていた現在の東京都青梅市に疎開しましたが、翌年5月の空襲で若宮町の家は焼失し、戦後は亡くなるまで青梅で暮らしました。

続いて、指定理由です。

川合玉堂は、明治・大正・昭和の三代にわたり活動し、日本画家として画壇をリードしました。牛込の地で長く暮らした川合玉堂の足跡を、若宮時代と称される充実した画業とともに広く発信する上で、この地を史跡として指定することの意義は大きいと考えます。文化財保護審議会からは、近代絵画史上、そして地域の文化史上、重要な史跡であるとの答申をいただきました。

説明資料1ページに写真、2ページに地図を掲載してございます。

続いて、2件目です。2件目は、専行寺の木造阿弥陀如来立像です。

資料の2ページを御覧ください。

種別は、指定 有形文化財（彫刻）、所在地は、新宿区原町三丁目26番地 専行寺、所有者は、記載のとおりです。

物件の説明です。

蓮華座上来迎印を結んで直立する阿弥陀如来像で、真宗大谷派専行寺の本尊です。一木造り、檜材。総高は108.9センチメートル、像高は51.4センチメートルです。光背台座は、昭和53年の後補で、令和3年から5年にかけては像本体の保存修理が行われました。

本像につきましては、修理によって後世の塗り直しを取り除き、制作当時の姿が明らかになりました。その結果、緩やかな弧を描く両肩と丸く膨らんだ腹部、着衣の浅く穏やかな彫り口など、平安時代末から鎌倉時代初めに流行した特色が認められました。制作時期はその頃であると推定されます。

「専行寺縁起」によれば、本像は慈覚大師円仁が松の木に彫ったとされます。身長は一尺

七寸六分、京都真如堂の阿弥陀如来像と同作と記されております。現状は、像高のみ縁起にほぼ合致するものの、真如堂の阿弥陀如来像とは相違点がございます。また、修理の際、背面に正徳4年の朱書銘が発見され、像高や慈覚大師などの記述が読み取れるものです。しかし、これらの縁起、銘文から本像の来歴に関する具体的な事実は確認できておりません。

指定理由です。

本像は、保存修理によって、平安時代末から鎌倉時代初めの制作であることが判明し、新宿区内でこれまで確認された仏像としては、早稲田町の龍善寺の木造阿弥陀如来立像と並ぶ最古級の像であることが分かりました。

江戸時代初期に創建した専行寺は、安政6年に類焼しており、その際、仏具・宝物等を失ったと伝えられています。本像が専行寺創建時からの本尊か、あるいは類焼によってあらたに迎えられたものかは速断できませんが、専行寺の開基・了察が本山・東本願寺の教如の法統に連なることから、その伝手で古仏を本尊として迎えた可能性も否定できないと考えられます。

文化財保護審議会からは、江戸の寺院に古仏が伝来し守られてきたことは、今後の研究にも寄与する事例であり、本像は仏教史上、美術史上重要な作品であるとの答申をいただきました。

説明資料3ページに写真を、4ページに地図を掲載してございます。

3件目でございます。3件目は、浄輪寺の花弁寄合描屏風です。

種別は、指定有形文化財（絵画）、所在地は、新宿区弁天町95番地 浄輪寺でございます。所有者は、記載のとおりです。

物件の説明です。

日蓮宗浄輪寺に伝来する二曲一隻の屏風で、日本画家・荒木寛畝・寛友、十畝ら計35人により描かれました。絹本墨画淡彩、寸法は縦158.3センチメートル、横153.8センチメートルです。

明治39年9月18日、荒木寛畝の2番目の妻・みよの一周忌に、荒木家の親族と寛畝の門人が寄合描きを行い、浄輪寺に寄進した屏風でございます。各人が故人の冥福を祈り捧げる供花として花弁を一つずつ描いております。裏面には参加した人名が記されていますが、これは後に書かれた可能性があります。

荒木寛畝は、天保2年に江戸で生まれ、荒木寛快に師事。画才を認められ、養嗣子となり荒木姓を継ぎ、嘉永元年には土佐藩の御用絵師となりました。明治以降は洋画も学びました

が、やがて日本画に専念して頭角を現し、東京美術学校教授、帝室技芸員を務めました。かつて浄輪寺には荒木家墓所があり、寛畝や弟子で婿養子の十畝の墓がありましたが、平成13年に多磨霊園に改葬されております。

指定理由です。

荒木寛畝の親族や門人らにより描かれたこの屏風は、故人を偲ぶ弔辞にふさわしい落ち着いた潤いのある清新な画風の絵画です。制作の前年に寛畝の画塾「読画会」が創設されており、当時の一門の状況をうかがい知ることができます。

また、本作品は、寛畝作品の特徴である精緻で濃密華麗な花鳥画ではありませんが、水墨と淡彩による簡略な筆致で描かれた情趣豊かな作品であり、寛畝が晩年に到達した画境をうかがい知ることができます。文化財保護審議会からは、文化史上、絵画史上、重要な作品であるとの答申をいただきました。

説明資料5ページに作品と地図を掲載してございます。

続いて、項番2番、決定後の取扱いです。

教育委員会で御決定いただいた後、新宿区文化財保護条例第5条第2項の規定により告示を行います。併せて、防犯防災活用等の観点から、警察・消防等関係機関に通知をいたします。

所有者には、指定書を交付するとともに、文化財説明板の設置について協議をいたします。情報発信につきましては、区広報紙、ホームページ、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」で紹介をいたします。

なお、本日お諮りする物件のうち、専行寺の木造阿弥陀如来立像及び浄輪寺の花弁寄合描屏風の2件は、通常は非公開となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○**教育調整課長** それでは、議案文にお戻りいただけますでしょうか。第22号議案の提案理由でございます。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定するためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第22号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**的場委員** 御説明ありがとうございました。指定文化財が増えることは、区民としてもうれ

しく思います。先ほどの仏像と屏風に関して非公開ということですが、多くの方に文化財を知っていただきたい思いもございます。公開することは難しいことなのでしょうか。

○文化観光課長 御質問ありがとうございます。現状は所有者との協議の中で非公開という形を取ってございます。ですが、委員の御発言のとおり、多くの方に御覧いただきたいという趣旨は私どもも同感でございますので、今後、引き続き所有者の方と協議を行い、公開の方法を探っていきたいと考えてございます。

○的場委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長 退席]

◆ 報告1 令和7年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について

◆ 報告2 区立幼稚園の入園状況について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 私からは、報告1、令和7年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の外部提供について、御報告いたします。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の運用状況について御報告をさせていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

学校から警察への個人情報の提供をした9件の事案、外部提供について報告をいたします。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

では、1番です。こちらは生徒間でのSNSを介した恐喝の事案でございます。当該生徒が関係生徒よりSNSを介して金銭を要求された事案について、生徒が犯罪に巻き込まれたり被害者となったりすることを防ぐために、警察に協力が必要であると判断し、学校から警察に電話にて情報提供を行いました。

続いて、2番目です。こちらは対幼児暴力の事案です。当該児童が放課後に公園で保育園幼児をたたく事象があり、警察から学校へ当該児童についての照会を受けました。学校は、警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動と判断し、情報提供を行いました。

続いて、3番目です。こちらは児童館での暴力行為の事案です。児童同士のランチョンマットの投げ合いから、関係児童が当該児童の首を絞める事案が発生し、当該児童保護者側から相談を受けた警察が、学校へ関係児童保護者の連絡先の提供を求めました。学校は、警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動と判断して、情報提供を行いました。

次に、4番です。こちらは複数の生徒による器物破損に関する事案です。関係生徒が当該生徒の教科書等を破り捨てるなどの器物破損行為を行い、当該生徒保護者が警察へ相談したため、警察から学校へ関係生徒に関する情報の提供依頼がありました。学校は、校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要と判断し、情報提供を行いました。

次に、5番です。こちらは生徒によるSNSのなりすまし疑いについての事案です。当該生徒が特定の女性に成り済まし、T i k T o kのアカウントを作成したため、被害の女性から相談を受けた警察が、学校へ当該生徒についての情報提供の依頼がありました。学校は、警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動と判断し、警察へ情報提供を行いました。

次に、6番です。こちらは生徒間の暴力行為についての事案です。休み時間に教室内で関係生徒が当該生徒の胸ぐらをつかんで目を見ろと言い、当該生徒の証言では、関係生徒から3発殴られたと主張がありました。関係生徒は、胸ぐらをつかんだが殴ってはならず、手が当たった可能性はあると主張したため、生徒同士での話し合いを行い、謝罪を互いに行いました。

しかしながら、当該生徒両親が暴力行為であるということで納得がいかず、警察に相談し、警察より学校へ関係生徒保護者から話を聞きたいと、保護者の連絡先についての提供依頼が

ありました。学校は、警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動であると捉え、連絡先を警察へ提供いたしました。

次に、7番です。こちらは虐待における通告の事案です。当該生徒が自宅にて当該生徒保護者から虐待を受けたため、「帰宅したくない」という訴えが学校にありました。学校は警察へ通告を行い、生徒が虐待の被害者になることを防ぐために、警察の協力が必要と判断し、通告の経過の中で警察が求める個人情報を提供いたしました。

次に、8番です。こちらは児童の問題行動についての事案です。万引きした児童の写真を確認してほしいと警察から学校へ相談があり、正式な捜査協力の書類を確認の上、学校が警察へ連絡することが特に必要であると判断し、当該児童の氏名等の情報提供を行いました。

最後に、9番目です。こちらは児童へのいじめについての事案です。男子トイレの2つの個室に当該児童を含め合計5人の男子児童が入っており、個室の中で関係児童の1人が自身の下半身を当該児童に見せるとともに、別の関係児童が当該児童にも下半身を出すという行為を強要し、衣服や下着を下げ、下半身を出させました。当該児童及び当該児童保護者からのいじめの訴えを基に、学校は警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動と判断し、情報提供を行いました。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

○**学校運営課長** それでは、報告の2、区立幼稚園の入園状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

令和3年度から8年度にかけての3歳児学級について入園の受付時から学級編制の基準となる1月15日、そして5月1日の人数の推移を表にしたものになります。

表の構成でございます。一斉受付の欄は、区立幼稚園の入園の当初応募数となります。次に、1月15日の欄です。1月15日の人数をもって学級編制を行うかを判断いたします。1月15日に8名未満の応募だった園では、1月15日をもって休学級となります。5月1日の数値は学校基本調査により、園児数を確定する日付となり、その日付の人数が当該年度の園児数としています。

なお、各欄において8名未満の人数の場合は網掛けをしてございます。この点踏まえて令和8年度の入園状況について御説明いたします。

令和8年度においては、一斉受付時点での8名以上の応募があった園は4園でした。その後、1月15日の応募人数では、8名以上の応募があった園9園で学級編制を行うことといたしました。そうした中、4月8日、こちら入園式の日付となりますが、入園式時点の園児数

が8名以上の園が4園となっております。令和7年度以前においても、1月15日から5月1日までの人数には増減がございますが、このような状況までには至ってございません。

資料裏面には、参考として園児数の一覧を掲載してございます。

区立幼稚園全体の園児数についても、令和3年度の675人から、令和8年度には305人まで減少している状況となっております。本来であれば、こちら5月1日の数字を皆様にお伝えしているところですが、こうした現状を受けまして、教育委員会事務局として区立幼稚園の運営について早急に対応を考えていく必要があると考え、本日、御報告をさせていただいたものとなります。

報告は以上です。

○**教育長** 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**的場委員** 昨年度も区立幼稚園の園児数減少を踏まえまして、私は区立幼稚園のあり方の見直しをお願いしてまいりましたが、今年度の入園状況を拝見し、非常に深刻な事態だと思っております。まず、このような状況を招いた要因と、今後どのような取組をすべきだとお考えなのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○**学校運営課長** 要因様々ございますが、現状考えられることとしては保護者の共働き率が非常に上がってきていることが考えられます。

また、今後についてですが、現在、令和9年度に向けて学級編制検討会を立ち上げて検討している状況でございます。そうした中で、来年度の応募についてはしっかりと検討していきたいと考えてございます。

○**的場委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**年綱委員** 本当に厳しい状況だと思うのですが、厳しい状況の中でも学級編制ができています。幼稚園が、なぜ園児が減っている中で学級編制ができていますのかということをお聞かせいただけますか。

○**学校運営課長** こういった状況の中にあっても、学級編制基準を超えて人数が集まっている

園がございます。こうした園の取組については、我々のほうでもしっかりと着目をして、どういった取組が入園につながっているのかというところは、しっかりと把握をしてまいりたいと考えてございます。

また、そういった中で見えてきたものについては、教育指導課とも連携をしながら、各園に取組を広めるなどして、幼稚園の魅力的な教育活動の取組を進めていきたいと考えてございます。

○年綱委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

私から1つ質問してよろしいでしょうか。幼児教育を集団でやっていくというのは大事なことだと思うのですが、区立幼稚園を使っただけの幼児教育をどういうふうに考えているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○教育指導課長 公立幼稚園における幼児教育は、遊びを通じた総合的な学びが大事であるという幼稚園教育要領に基づき、集団での保育を大切にしています。人数については減少傾向にあります。子どもたちが相互に関わり合いながら遊びを通して、豊かな遊びの中で子どもたちが育っていくことが大切であると考えています。

○教育長 ありがとうございます。

○古笛委員 理念はすごく分かるのですが、結局それが保護者に伝わっていない、響いていないということが、こういう結果を招いていると思います。これから検討するという状況ではないと思うので、至急積極的な動きというのを教育委員会挙げてやらなければいけないのではないのでしょうか。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○的場委員 これまでも区立幼稚園の今後については、様々な意見を申し上げ、事務局としても取組を重ねてきていただいたところですが、本日の学校運営課長からの報告や、日頃から各委員からの御意見を伺いますと、区立幼稚園をこれからも継続していくためには、これまで以上に早急な対応が必要ではないのでしょうか。

○教育長 古笛委員、的場委員から早急に対応が必要ではないかという発言がありました。区立幼稚園についての入園状況について、この間の推移と、今年度の入園児数の実状について報告をいただきました。私も先ほど発言しましたが、区立幼稚園の役割や、区立幼稚園という中での集団教育、集団保育について考えていかななくてはいけないと思っているところがございます。

一方で、今日の報告を見ますと、わずか5年前の令和3年度と比べても園児数が半減していると、3歳児だけを見ると、何と3分の1ぐらいになってしまっているといった状況であり、1つの園は休園、9つの学級は休学級となっていて、このままだと、なし崩し的に区立幼稚園はなくなってしまうのではないかと心配されてしまうことも心配されます。

私は、個人的な意見で申し訳ないですが、区立幼稚園はなくさないよというようなメッセージが出せるといいなと思っています。とりわけ令和9年度の入園児の募集について、まず考えていくことが必要ではないかと思っています。

幼稚園につきましては、昨年11月の総合教育会議でも区長と意見交換をさせていただきまして、区長も教育委員の皆様の意見を参考に、引き続き教育委員会と連携しながら検討していきたいと発言いただきました。

区立幼稚園の今後のあり方を考えていく上では、設置者である区長との意見交換が必要であると思います。区長と意見交換を行うに当たりまして、区長に総合教育会議の招集を求めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** ありがとうございます。教育委員会から区長に対しまして、総合教育会議の招集を求める方法や手続について、事務局からの説明をお願いいたします。

○**教育調整課長** 総合教育会議でございますが、こちら区長が招集するものではあるのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定の中に教育委員会の側から協議すべき具体的事項を示して、区長に対して総合教育会議の招集を求めることができる旨の定めがございます。ですので、教育委員会の議事として、区長に対しましてそうした求めを行う決定をいただくというような手続になろうかというふうに存じます。

○**教育長** ありがとうございます。手続として、議事により決定する必要があるということですね。

では、まずこの報告2について、ほかに質問がないか確認したいと思います。ほかに質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** では、報告2は以上といたします。

この後、会議を暫時休憩いたしまして、その間に至急区長に対して総合教育会議の招集を求める旨の議案を取りまとめるということはできますでしょうか。

○**教育調整課長** 承知いたしました。議案として取りまとめいたしまして、皆様に配付させて

いただきます。

○教育長 それでは、議事進行上の都合により、暫時休憩といたします。自席または会議室の周辺でお待ちいただければと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時30分休憩

○教育長 ただいまより会議を再開いたします。

午後 2時36分再開

◎ 第23号議案 新宿区長に新宿区総合教育会議の招集を求めることについて

○教育長 報告2まで終わったところでしたが、ここで議案を1件追加し、議事日程を変更いたします。

追加する議案及び変更後の議事日程につきましては、お手元に配付させていただいているとおりですが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 それでは、議事に入ります。

日程第2、「第23号議案 新宿区長に新宿区総合教育会議の招集を求めることについて」を議題といたします。

それでは、第23号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第23号議案 新宿区長に新宿区総合教育会議の招集を求めることについて」御説明いたします。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項の規定によりまして、新宿区長に対し、新宿区総合教育会議の招集を求めるものでございます。

協議すべき具体的な事項は、新宿区立幼稚園の今後のあり方の検討でございます。

参考に根拠条文を下に書かせていただいております。

議案文のほうにお戻りいただけますでしょうか。提案理由でございます。

新宿区立幼稚園の今後のあり方を検討する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 事務局で議案をつくっていただきました。第23号議案について、御意見、御質問が

ありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議事を終了いたします。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に報告3、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時39分閉会